

2025年8月25日

レンゴー健康保険組合

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について

平素は当健保組合の事業運営にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

掲題の件、2025年度税制改正において、特定扶養控除の要件の見直し等が行われたことをふまえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から、健康保険における19歳以上23歳未満の被扶養者認定基準が変更されますので、下記の通りご案内申し上げます。

記

【変更内容について】

- ・対象者：被保険者の配偶者を除く、19歳以上23歳未満の方
- ・年間収入要件：130万円未満 → 150万円未満に引き上げ
- ・年齢基準判定：その年の12月31日時点の年齢
- ・適用開始日：2025年10月1日以降の認定日より

※上記対象者以外は、従来通り「130万円未満」の基準が適用されます。

※上記の措置に加え、一時的な収入増加の対応として、年間収入が130万円（上記対象者は150万円）を超える場合でも、「年収の壁・支援強化パッケージ」に基づくパート・アルバイト先の事業主証明があれば、扶養認定が継続される可能性があります。

以 上